

平成 2 9 年清瀬市議会第 3 回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議決日 結 果
議 案 第 4 8 号	専決処分の報告について（清瀬市立清瀬第六小学校校舎大規模改造工事（建築）請負工事契約の契約変更）	第 2 回定例会で議決を得た「清瀬市立清瀬第六小学校校舎大規模改造工事（建築）請負工事契約」における校舎の外壁塗装工事に際し、当初の設計図面がない外壁補修が必要と思われる箇所を発見しました。 このため、校舎外壁部分を設計業者等と再度調査したところ、外壁補修等の追加工事の必要性が明確になったことから、契約金額を改めるための変更契約を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分しました。 これにより、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。 1 契約金額の変更 (1) 原契約金額 226,800,000円 (2) 変更契約金額 235,234,800円 2 専決処分日 平成29年 8 月 17 日	9月29日 承 認
議 案 第 4 9 号	平成 2 8 年度清瀬市一般会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 29,883,228千円 歳 出 総 額 28,838,518千円 歳入歳出差引額 1,044,710千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 0 号	平成 2 8 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 9,737,319千円 歳 出 総 額 9,643,246千円 歳入歳出差引額 94,073千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 1 号	平成 2 8 年度清瀬市下水道事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 1,279,244千円 歳 出 総 額 1,245,250千円 歳入歳出差引額 33,994千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 2 号	平成 2 8 年度清瀬市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 88,191千円 歳 出 総 額 82,468千円 歳入歳出差引額 5,723千円	9月29日 認 定
議 案 第 5 3 号	平成 2 8 年度清瀬市介護保険特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 6,380,543千円 歳 出 総 額 6,084,181千円 歳入歳出差引額 296,362千円	9月29日 認 定

議 案 第 54 号	平成 28 年度清瀬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	歳 入 総 額 1,795,376 千円 歳 出 総 額 1,789,414 千円 歳入歳出差引額 5,962 千円	9月29日 認 定
議 案 第 55 号	平成 29 年度清瀬市一般会計補正予算（第 2 号）	補正前の歳入歳出総額 28,247,316 千円 補正後の歳入歳出総額 29,372,601 千円 歳入総額 1,125,285 千円 主なもの 地方特例交付金 1,729 千円 地方交付税 214,394 千円 国庫支出金 6,865 千円 都支出金 30,318 千円 寄附金 15,706 千円 繰入金 187,019 千円 繰越金 576,254 千円 市債 93,000 千円 歳出総額 1,125,285 千円 主なもの 総務費 380,374 千円 民生費 52,100 千円 衛生費 4,890 千円 商工費 18,000 千円 土木費 142,198 千円 教育費 40,095 千円 諸支出金 487,628 千円	9月29日 可 決
議 案 第 56 号	平成 29 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 9,704,000 千円 補正後の歳入歳出総額 9,798,073 千円 歳入総額 94,073 千円 主なもの 繰越金 94,073 千円 歳出総額 94,073 千円 主なもの 諸支出金 94,073 千円	9月29日 可 決
議 案 第 57 号	平成 29 年度清瀬市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 89,000 千円 補正後の歳入歳出総額 93,723 千円 歳入総額 4,723 千円	9月29日 可 決

		主なもの 繰越金 4,723千円 歳出総額 4,723千円 主なもの 駐車場費 9,000千円 諸支出金 ▲4,277千円	
議 案 第 58 号	平成 29 年度清瀬市介護保険特別 会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 6,365,000千円 補正後の歳入歳出総額 6,668,215千円 歳入総額 303,215千円 主なもの 国庫支出金 600千円 支払基金交付金 153千円 繰入金 9,100千円 繰越金 293,362千円 歳出総額 303,215千円 主なもの 総務費 9,700千円 基金積立金 173,357千円 諸支出金 120,158千円	9月29日 可 決
議 案 第 59 号	平成 29 年度清瀬市後期高齢者医 療特別会計補正予算（第 1 号）	補正前の歳入歳出総額 1,859,000千円 補正後の歳入歳出総額 1,863,963千円 歳入総額 4,963千円 主なもの 繰越金 4,963千円 歳出総額 4,963千円 主なもの 諸支出金 4,963千円	9月29日 可 決
議 案 第 60 号	清瀬市市税条例の一部を改正する 条例	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が公布されたことに 伴い、条例の一部改正を行うものです。 主な内容 1 個人市民税 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除の対象となる所得基準等が見直	9月29日 可 決

		しされたことにより、附則第5条第1項中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めます。 2 固定資産税 (1) 居住用超高層建築物に係る課税の見直し 高さが60mを超える複数の階に住戸が所在している建築物の固定資産税額について、実際の取引価格の傾向を踏まえた按分方法に見直されたことにより、その補正の規定を整備します。 (2) わがまち特例の拡大 法規定の改正により、下記の資産について課税標準の特例割合を定めます。 ア 企業主導型保育事業に係る固定資産 (特例割合 2 分の 1) イ 家庭的保育事業等の用に供する家屋・償却資産 (特例割合 2 分の 1) ウ 市民緑地の用に供する土地 (特例割合 3 分の 2)	
議 案 第 6 1 号	清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。 主な内容 1 都市計画税 わがまち特例の拡大 法規定の改正により、下記の資産について課税標準の特例割合を定めます。併せて、これに伴い生じた引用条項のずれを整備します。 ア 企業主導型保育事業に係る固定資産 (特例割合 2 分の 1) イ 家庭的保育事業等の用に供する家屋・償却資産 (特例割合 2 分の 1) ウ 市民緑地の用に供する土地 (特例割合 3 分の 2)	9月29日 可 決

議 案 第 6 2 号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を 改正する条例	放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の規定に基づき、条例の一部改正をするものです。 主な内容 1 学童クラブの入会資格である「おおむね10歳未満」の年齢制限を撤廃し、小学校6年生までの児童も入会対象とできるよう改めます。 2 竹丘第1学童クラブ及び第2学童クラブの定員を改めます。（それぞれ 35人 → 30人）	9月29日 可 決
議 案 第 6 3 号	清瀬市道の路線の認定について	開発による無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。 清瀬市道4157号線 （竹丘三丁目、東京都職員共済組合野球場南側）	9月29日 承 認
議 案 第 6 4 号	平成29年度清瀬市一般会計補正 予算（第3号）	昨日開会された衆議院臨時会において、安倍内閣総理大臣は衆議院を解散しました。これにより、来る10月22日に総選挙の投開票が執行されることになり、この準備を早急に進める必要があることから平成29年度清瀬市一般会計補正予算（第3号）を調整するものです。 主な補正予算の内訳 1 歳入 30,000千円 （都支出金 衆議院議員選挙費） 2 歳出 30,000千円 （1）職員人件費 2,000千円 （2）衆議院議員選挙費 28,000千円	9月29日 可 決